

○ 入退院届を出す基準について、法令を例示して見解を説明してください。

＜入退院届＞

（病院管理者の届出）

第五十三条の十一 病院の管理者は、結核患者が入院したとき、又は入院している結核患者が退院したときは、七日以内に、当該患者について厚生労働省令で定める事項を、最寄りの保健所長に届け出なければならない。

2 保健所長は、その管轄する区域内に居住する者以外の者について前項の届出を受けたときは、その届出の内容を、当該患者の居住地を管轄する保健所長に通知しなければならない。

入退院届を出す意義：

結核対策において、結核患者の状況の把握及びその管理を迅速、的確に行うため。

また、保健師の家庭訪問指導等にも関連してくるため、重要です。

この届出については、潜在性結核感染症の患者に対しても同様です。（厚労省確認済み）

入退院届を出すか、出さないかの基準：結核で治療中かどうかで決まります。

	入院届	退院届	備 考
結核で入院・現在治療中。	○	○	
結核で入院・服薬終了後に退院。	○	×	
他疾患で入院中結核と診断。結核で治療中に退院。	×	○	発生届で把握
他疾患で入院中結核と診断。結核で治療終了後に退院。	×	×	”
結核治療中に他疾患で入院。結核で治療中に退院。	○	○	
結核治療中に他疾患で入院。結核の治療終了後に退院	○	×	
結核の治療後（管理健診中）の他疾患での入院・退院	×	×	